

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 8 号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和 3 8 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 の表中

「

7 の 2	市長印	(3)	9 × 9	かい書	1	市職員証用（電子公 印用）	総務部人 事課長
-------------	-----	-----	-------	-----	---	------------------	-------------

を

「

7 の 2	市長印	(3)	9 × 9	かい書	1	市職員証用（電子公 印用）	総務部人 事課長
7 の 3	市長印	(3)	9 × 9	てん書	1	国民健康保険料決定 （変更）通知書およ び国民健康保険料決 定（更正）通知書用 （電子公印用）	市民部国 保年金課 長

に

改める。

附 則

この規則は，令和 7 年 6 月 1 日から施行する。